

# 感染症の予防及びまん延防止のための指針

## 1. 総則

茅野市訪問看護センター（以下「センター」という）は、利用者及び職員等（以下利用者等という）の安全確保のため、平常時から訪問先や事業所内において食中毒や感染症が発生またはまん延しないよう体制を整備するとともに、感染症発生の際には、迅速に必要な措置を講ずる体制を整備することを目的とする。職員が複数の利用者を担当することが常であり、従事者を介して感染症が広がることがないように予防すること、さらに発生した場合には、最小限に食い止めることができるよう、感染症の予防及びまん延の防止のための指針を定め、利用者等の安全確保を図ることとする。

## 2. 体制

センター内の感染症（食中毒を含む）の発生や発生時の感染拡大を防止するための対策を検討する「感染対策委員会」を設置する。

### 1) 感染対策委員会の構成

- (1) センターにおける委員会の運営責任者は事業所所長とし、当該を以て「専任の感染対策の担当する者」（以下「担当者」という）とする。
- (2) メンバーは、センター内の各事業所管理者・主任・事務員をコアメンバーとし、職員（看護師・リハビリスタッフ）の代表・担当が必要と認める者（医師・感染の専門家等）で構成する
- (3) 委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、事業所が開催する他の会議体と一体的に行う場合がある。
- (4) 感染対策委員会の業務

### 2) 感染対策委員会の業務

感染対策委員会は、担当者の招集により定例開催（6ヶ月に1回以上）するほか、必要に応じて開催することとし、感染症の予防及びまん延防止に関することとして、次に掲げる事項について協議する

- (1) 感染症まん延の予防、発生時の対策を講じる
- (2) 事業所内感染対策の立案
- (3) 指針・マニュアル等の作成・見直し
- (4) 職員への研修など企画及び実施する
- (5) 感染対策における内容を職員に周知する
- (6) 感染症及び食中毒発生時の対応及び報告
- (7) 事業所内で感染対策の実施状況の把握する
- (8) 利用者及び職員の健康状態の把握に努める

## 3. 職員研修

センターは、勤務する職員に対して、感染症対策の基本的な考え方及び具体策について周知徹底を図ることを目的に実施する。研修内容は、感染症対策の基本的内容等の確認・啓発や、指針に基づいた衛生管理や衛生的ケアの励行を行うものとする。

### 1) 研修の種類と内容は以下の通りとする。

- (1) 定期的な研修（年1回以上）及び新規採用時の感染対策の基本知識研修
- (2) 必要に応じて随時開催する研修や対応の周知および外部研修会への参加

## 4. 訓練の実施

平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について訓練を年1回以上実施する。訓練においては、感染症発生時に迅速に行動できるように発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担や感染対策したうえでのケアの演習などを実施する。

## 5. 平常時の対応

### 1) 感染症対応マニュアルに関する基本方針

介護職員のための感染対策マニュアル第3版（厚生労働省）、障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル（厚生労働省）に沿って、手洗いの徹底など感染対策に努める。職員に周知徹底し必要に応じて見直すものとする。

## 6. 発生時の対応

- 1) 日常の業務に関して感染事例または感染おそれのある事例（以下「感染事例等」という。）が発生した場合には、感染対策マニュアルや業務継続計画（BCP）に従い、直ちに「発生状況の把握」に努める。
- 2) 感染事例等が発生後は、「感染拡大の防止」として、以下の防止策を実施する。
  - イ) 生活空間・動線の区分け（ゾーニング・コホーティング）
  - ロ) 消毒
  - ハ) ケアの実施内容・実施方法の確認
- ニ) 濃厚接触者への対応 など
- 3) 感染事例等が発生後は、必要に応じて施設長など管理者と協議の上、感染対策業務継続（BCP）等に則り、以下の「医療機関や保健所、行政関係機関との連携」のためにすみやかに報告を行う。
- 4) 感染事例等の発生後は、必要に応じて施設長など管理者と協議の上、感染対策業務継続（BCP）等に則り、「関係者への連絡」をすみやかに行う。

## 7. 職員の健康管理等

平時より健康管理に留意し、職員が感染症を疑う症状を呈した場合には、速やかに医療機関を受診し、医師の指示に従う。

非常勤職員を含めたすべての職員が、年1回の健康診断を受診する。職員は可能な限り予防接種を受け、感染症への罹患を予防し、感染症の媒介者にならないようにする。

## 8. 指針の閲覧

「感染症の予防及びまん延防止のための指針」は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。また、ホームページ等にも公表し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。

## 9. その他

### 1) 利用予定者の感染症について

センターは、一定の場合を除き、利用予定者が感染症の既往があっても、原則としてそれを理由にサービスの提供を拒否しない。

### 2) 指針等の見直し

本指針及び感染対策に関するマニュアル類等は感染対策委員会において、定期的に見直し、必要に応じて改定するものとする。

### 7. 感染症対策マニュアル等について

感染対策マニュアルは、最新の知見に対応するよう定期的に見直し・改定を行う。

(附則)

本指針は、令和6年1月1日より施行する